

発議第 1 号

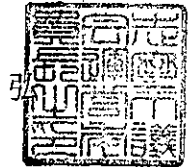
志摩市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月17日 提出

志摩市議会議長 濱口三代和様

提出者 志摩市議会運営委員会
委員長 山下



令和3年 3月17日 可決

志摩市議会委員会条例の一部を改正する条例

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務政策常任委員会の項中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び消防本部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>		<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>	
名称	定数	名称	定数
総務政策常任委員会	7人	総務政策常任委員会	7人
政策推進部、総務部、市民生活部、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会		政策推進部、総務部、市民生活部、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防	
の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務		本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務	
教育厚生常任委員会	7人	教育厚生常任委員会	7人
健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務		健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務	
産業建設常任委員会	6人	産業建設常任委員会	6人
産業振興部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事務		産業振興部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事務	
予算決算常任委員会	20人	予算決算常任委員会	20人
予算及び決算に関する事項		予算及び決算に関する事項	
3 (略)		3 (略)	